三二二　日本国に帰化を許可する件　五　七　四　二
三二三　〃　七　四　二
三二四　〃　一〇　七　四　二
三二五　更生保護法第五十一条第二項第四号に規定する医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として定めるものを告示する件の一部を改正する件　一一　一
三二六　日本国に帰化を許可する件　一三　一四　三　四
三二七　〃　一四　一八　一　四
三二八　除籍が滅失した件　一八　一　四
三二九　除籍の一部が滅失した件　一八　二　四
三三〇　戸籍が滅失した件　一八　二　四
三三一　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一八　二　四
三三二―三四七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一九　155　四

三四八―三五〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一九　155　七
三五一―三五四　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二〇　四
三五五　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　二〇　五
三五六　日本国に帰化を許可する件　二一　三
三五七　〃　二四　一
三五八　〃　二七　二
三五九　〃　二八　一
三六〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件　三一　166　二〇

○法務省、厚生労働省
六　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第一第七号及び別表第二第八号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める試験等　一四　152　一三

○外務省
二一八　モルドバ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三　二
二一九　イレークアンバ間道路橋梁整備計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　三
二二〇　第二次ルサカ郡病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　三
二二一　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　三
二二二　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　四　三
二二三　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の効力発生に関する件　五　144　五三

二二四　深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約への締約国の追加に関する件　六　一
二二五　国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約への締約国の追加に関する件　六　一
二二六　残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約への締約国の追加に関する件　六　二
二二七　有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約への締約国の追加に関する件　六　二
二二八　租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のレバノン共和国及びクック諸島による批准に関する件　六　二
二二九　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　七　146　四六
二四〇　原子力損害の補完的な補償に関する条約へのガーナ共和国の加入に関する件　一〇　二